

## 年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(25 点)

(1) 次は、通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成 24 年 1 月 31 日）」において改正された、厚生年金基金財政運営基準の「別添 1 勘定科目説明」の抜粋である。

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	(略)
2. 負債 ( a )	( b )	( b )	当事業年度末における ( b ) の額
	( c )	( c )	当事業年度末において解散したものとみなして計算される法第 161 条第 1 項に規定する ( e ) に相当する額
	( d )	( d )	前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り（以下「厚生年金運用利回り」という。）( f ) に当事業年度における厚生年金運用利回り ( g ) を乗じて得た率 ( h ) から一を減じた率を、当事業年度末の ( c ) に乗じて得た額
3. 基本金 (略)	(略)	(略)	(略)

【選択肢】

- (ア) 資産評価調整額
- (イ) 資産評価調整加算額
- (ウ) 資産評価調整控除額
- (エ) 過去期間代行給付現価
- (オ) 未償却過去勤務債務残高
- (カ) 最低積立基準額
- (キ) 給付債務
- (ク) 責任準備金
- (ケ) 責任準備金（プラスアルファ部分）
- (コ) 責任準備金（加算部分）
- (サ) 最低責任準備金（継続基準）
- (シ) 最低責任準備金調整額
- (ス) 最低責任準備金調整加算額
- (セ) 最低責任準備金調整控除額
- (ソ) 最低責任準備金
- (タ) 数理債務
- (チ) 数理債務（プラスアルファ部分）
- (ツ) 数理債務（加算部分）
- (テ) を $0.0723$ で除して得た率
- (ト) を $1.0723$ で除して得た率
- (ナ) から $0.0723$ を減じて得た率
- (ニ) から $1.0723$ を減じて得た率
- (ヌ) に $1$ を加えた率を十二分の三乗して得た率
- (ネ) に $1$ を加えた率を十二分の六乗して得た率
- (ノ) に $1$ を加えた率を十二分の九乗して得た率
- (ハ) に $1$ を加えた率
- (ヒ) から $1$ を減じた率
- (フ) に十二分の三を乗じて得た率に $1$ を加えた率
- (ヘ) に十二分の六を乗じて得た率に $1$ を加えた率
- (ホ) に十二分の九を乗じて得た率に $1$ を加えた率

(2) 次は、通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（平成24年1月31日）」において改正された、厚生年金基金財政運営基準に規定する「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」における経過措置に関する記述である。

（略）

積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法

平成( a )年度までの財政検証において、前記一の(三)の力に該当した基金は、前記(一)の他、次のアからエに基づく積立水準の回復計画を作成して積立不足を解

消することも可能とする。この場合において、次のオからキに留意すること。

ア 積立水準の回復計画

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して（ b ）か年以内に、純資産額が最低積立基準額（～中略～）又は最低責任準備金の（ c ）%のいずれか高い額を上回ること（以下「積立水準の回復」という。）が見込まれるような積立計画（以下「積立水準の回復計画」という。）を作成し、基準日の翌々日から起算して一か年以内に当該計画を実施すること。

イ 積立水準の回復計画に用いる利率等

(ア) 純資産額

純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、基金の運用利回りの（ d ）の平均、計画作成時における「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）」の規定に基づく予定利率又は法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りのうち（ e ）率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えないこと。

(イ) 最低積立基準額

a プラスアルファ部分

プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、前記第三の六の（ 2 ）のアの現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は（ f ）を勘案して別に定める率のうち（ e ）率を上回らないものとする。

b 代行部分

最低責任準備金の将来予測に用いる年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りとする。なお、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの実績が確定している期間については、当該実績を用いること。

(ウ) 加入員数

加入員数については、（ g ）を用いて適切に見込むこと。

（以下略）

【選択肢】

(ア) 二十七	(イ) 二十八	(ウ) 二十九	(I) 三十	(オ) 五	(カ) 七
(キ) 十	(ク) 九二	(ケ) 九四	(コ) 九八	(サ) 一〇〇	(シ) 一〇五
(ス) 直近一年の実績	(セ) 過去一事業年度の実績	(ソ) 過去三事業年度の実績			
(タ) 過去五事業年度の実績	(チ) 最も高い	(ツ) 最も低い	(テ) 判明している直近の		
(ト) 合理的に推計できる	(ナ) 連合会における通算企業年金の予定利率				
(ニ) 基金の実態	(ヌ) 掛金の計算に用いられる予定利率				
(ネ) 下限予定利率	(ノ) 将来の予測			(ハ) 連合会移換現価率	

(3) 次は、「確定給付企業年金法」に規定する「中途脱退者に係る措置」に関する記載である。

第九十一条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、当該確定給付企業年金の( a )に( b )相当額の企業年金連合会(厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出ることができる。

- 2 当該確定給付企業年金の( c )は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る( b )相当額を移換するものとする。
- 3 連合会は、前項の規定により( b )相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該( d )に対し、( e )又は( f )(一時金として支給するものに限る。(略))の支給を行うものとする。
- 4 当該確定給付企業年金の( a )は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の( c )が( b )相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る( b )の支給に関する義務を免れる。
- 5 連合会は、第三項の規定により( e )又は( f )の支給を行うこととなったときは、その旨を当該( d )に通知しなければならない。
- 6 連合会は、( d )の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

【選択肢】

(ア) 連合会移換者	(イ) 中途脱退者	(ウ) 終了制度加入者等	(I) 遺族
(カ) 老齢給付金受給権者		(カ) 連合会移換者又はその遺族	
(キ) 老齢給付金受給権者又はその遺族		(ク) 中途脱退者又はその遺族	
(ケ) 企業年金基金	(コ) 事業主	(サ) 事業主等	(シ) 総幹事会社
(ク) 資産管理運用機関等		(セ) 受託機関	(ソ) 残余財産
(ク) 年金現価	(チ) 移換金	(ツ) 老齢給付金	(テ) 脱退一時金
(ト) 障害給付金	(チ) 遺族給付金	(ニ) 資産管理機関等	

(4) 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「特別掛金額」に関する記述である。

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額(第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)に係る掛金の額(以下「特別掛金額」という。)は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

- 一 過去勤務債務の額を三年以上二十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間(以下「予定償却期間」という。)で均等に償却する方法
- 二 前号の方法で計算した特別掛金額(以下この号において「下限特別掛金額」という。)及び次の表の上欄に掲げる予定償却期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定償却期間として前号の方法で計算した特別掛金額(以下この号において「上限特別掛金額」という。)を規約で定め、併せて、毎事業年度の特別掛金額を下限特別掛金額以上、上限特別掛金額以下の範囲内において規約で定める方法

予定償却期間	最短期間
( a ) 年未満	三年
( 中略 )	( 中略 )
( b ) 年以上	( c ) 年

三 過去勤務債務の額に百分の( d )以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて償却する方法( 毎事業年度の特別掛金額を規約で定めることとし、過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛金額以下となるときは、当該過去勤務債務の額の全部を当該特別掛金額とすることができるものとする。)

四 予定償却期間において、次に掲げる要件を満たすように特別掛金額を定めて償却する方法

イ 特別掛金額は、過去勤務債務の額の償却開始後( e )年を経過するまでの間に( f )かつ引上げ額が( g )に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。

ロ 特別掛金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。

ハ 予定償却期間中の各期間における特別掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。

( 以下略 )

【選択肢】

(ア) 三	(イ) 四	(ウ) 五	(I) 六	(オ) 七	(カ) 八
(キ) 九	(ク) 十	(ケ) 十一	(コ) 十二	(サ) 十三	(シ) 十四
(ス) 十五	(セ) 十六	(ソ) 十七	(タ) 十八	(チ) 十九	(ツ) 二十
(テ) 経年的	(ト) 規則的	(ナ) 定期的	(ニ) 計画的	(ヌ) 可及的	(ネ) 一度
(ノ) 極端	(ハ) 過度				

(5) 次は、「確定拠出年金法」に規定する「支給要件」に関する記述である。

第三十三条 企業型年金加入者であった者であって次の各号に掲げるもの( 当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。 ) が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

一 六十歳以上六十一歳未満の者 ( a )

( 中略 )

六 六十五歳以上の者 ( b )

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間( その者が( c ) に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。 ) を合算した期間をいう。

一 企業型年金加入者期間

二 企業型年金運用指図者期間

三 個人型年金加入者である期間( 以下「個人型年金加入者期間」という。 )

四 個人型年金運用指図者である期間( 以下「個人型年金運用指図者期間」という。 )

3 ( 略 )

第三十七条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して( d )を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)から( e )に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2 (略)

3 (略)

【選択肢】

(ア) 一月	(イ) 三月	(ウ) 六月	(エ) 一年
(オ) 一年三月	(カ) 一年六月	(キ) 二年	(ク) 三年
(ケ) 四年	(コ) 五年	(サ) 十年	(シ) 十五年
(ス) 二十年	(セ) 二十五年	(ソ) 五十五歳	(タ) 六十歳
(チ) 六十五歳	(ツ) 七十歳	(テ) 七十五歳	(ト) 八十歳

(6) 次は、平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」のうち「年金に関する具体的改革内容」に関する記述である。

新しい年金制度の創設

「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

< 所得比例年金(社会保険方式) >

職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付。

保険料は( a )%程度(老齢年金に係る部分)。

納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

< 最低保障年金(税財源) >

最低保障年金の満額は( b )万円(現在価額)。

生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを越えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。

すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね( b )万円以上の年金を受給できる制度。

国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成( c )年の国会に法案を提出する。

現行制度の改善

(略)

(1) 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する。

消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担2分の1を恒久化する。

平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(( d )%)分と「( e )」により2分の1を確保することとし、必要な法案を平成24年通常国会に提出する。(一部提出済み)

(注)「( e )」の償還は、消費税引上げ後に消費税収により行う。

平成25年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。

(略)

(4) 物価スライド特例分の解消

かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、

( f )%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の負荷を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

( g )で解消し、平成24年度は( h )月から実施する。

平成24年通常国会に法案を提出した。

(略)

【選択肢】

(ア) 5	(イ) 6	(ウ) 7	(エ) 8	(オ) 9	(カ) 10
(キ) 11	(ク) 13	(ケ) 15	(コ) 17	(サ) 19	(シ) 21
(ス) 23	(セ) 24	(ソ) 25	(タ) 26	(チ) 27	(ツ) 28
(テ) 29	(ト) 35	(ナ) 35.5	(ニ) 36	(ヌ) 36.5	(ネ) 37
(ノ) 37.5	(ハ) 赤字国債	(ヒ) 年金交付国債	(フ) 復興債	(ヘ) 年金債	
(ホ) つなぎ国債	(マ) 1.5	(ミ) 2.0	(ム) 2.5	(メ) 3.0	(モ) 3.5
(ヤ) 4.0	(1) 平成24年度から平成25年度の2年間				
(ヨ) 平成24年度から平成26年度の3年間	(ア) 平成24年度から平成27年度の4年間				
(リ) 平成24年度から平成28年度の5年間	(イ) 平成24年度から平成29年度の6年間				

(7) 次は、企業会計基準委員会が平成24年5月17日に公表した「退職給付に関する会計基準」に規定する「数理計算上の差異」及び「過去勤務費用」、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理」に関する記述である。

「退職給付に関する会計基準」

数理計算上の差異

24．数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。

また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は（ a ）を調整の上、（ b ）を通じて（ c ）の部に計上する。

過去勤務費用

25．過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。

また、当期に発生した未認識過去勤務費用は（ a ）を調整の上、（ b ）を通じて（ c ）の部に計上する。

「退職給付に関する会計基準の適用指針」

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理

33．未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、次のように会計処理する。

- (1) 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、（ d ）として、（ e ）を構成する項目に含めて計上する。
  - (2) 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、（ b ）で認識した上で、（ c ）の部の（ f ）に計上する。
  - (3) （ f ）に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分について、（ b ）の調整（（ g ））を行う。
- （2）及び（3）の（ b ）及び（ f ）の処理にあたっては、（ a ）を調整する。

【選択肢】

(ア) 退職給付債務	(イ) 退職給付費用	(ウ) 勤務費用	(I) 特別損益
(オ) 当期純利益	(カ) 再測定	(キ) その他の包括利益	
(ク) その他の包括利益累計額	(ケ) 積立状況を示す額	(コ) 組替調整	(サ) 法人税
(シ) 法人税等調整額	(ス) 税効果	(セ) 利益剰余金	(ソ) 実効税率
(タ) 退職給付引当金	(チ) 前払年金費用	(ツ) 純資産	(テ) 利益剰余金
(ト) 退職給付に係る負債	(タ) 退職給付に係る資産	(ニ) 固定負債	(ヌ) 固定資産
(ネ) 組入調整	(リ) 即時認識	(ル) 財務費用	

(8) 次は、日本年金数理人会が定めている「倫理規範」に規定する「第2章行動規範」に関する記述である。

第4条 会員は、年金数理業務の有する重要な社会的役割にかんがみ、つねに（ a ）の立場を堅持し、（ b ）にかつ細心の注意をはらって業務を遂行しなければならない。

【選択肢】

(ア) 平等	(イ) 公平	(ウ) 公正	(I) 中立	(オ) 慎重	(カ) 詳細
(キ) 緻密	(ク) 誠実	(ケ) 正確	(コ) 忠実		

問題 2. 次は、通知「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」の別紙指定基金健全化計画承認基準の記載である。次の(a)～(h)に入る内容をそれぞれ25字以内で簡記せよ。(8点)

第一(略)

第二 指定基金の指定及び解除

一 指定対象基金

指定対象基金は、次のいずれかに該当する基金とする。

(1)( a )において、純資産額が最低責任準備金の九割を下回っている基金

(2) 直前に終了した事業年度の末日における純資産額が( b )

二 三(略)

第三 健全化計画

一(略)

二 健全化計画の内容

健全化計画書には、次に掲げる事項について記載すること。

(1)(2)(略)

(3) 目標達成のために必要な具体的措置

具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他ごとに改善措置の内容及び実施年月を記載すること。この場合において、当該具体的措置を実施すること及び実施時期について、( c )を原則とするが、基金及び設立母体の実情や、( d )等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えないこと。ただし、見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、( e )であることに十分留意すること。

(4)(略)

三 健全化計画書の申請及び添付書類等

指定基金は、健全化計画書の提出に当たっては、財政の将来見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添様式1(健全化計画申請書)に代議員会の会議録及び別添様式3(年金数理に関する確認)を添え、指定年度の二月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。なお、指定年度の二月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、( f )までに管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。

四 健全化計画の承認

厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、前記二の(3)による具体的措置の実施が見込まれ、前記二の(4)による財政の見通しにおいて、基金の財政の健全化が見込まれる場合には、健全化計画の承認を行うものとする。なお、「基金の財政の健全化が見込まれる場合」とは、例えば、指定年度の前年度(健全化計画の提出が指定年度の翌年度となり、( g )場合は、指定年度)に比べて、健全化計画の最終年度における( h )ことであること。

問題 3 . 次はある厚生年金基金（代行型）の平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする財政再計算における諸数値である。これに関して次の設問に答えよ。（金額の計算結果の千円未満の端数は四捨五入とし、数理上標準掛金率（‰）の計算結果は小数第 3 位を四捨五入とする。）（10 点）

< 諸数値 >

給付現価	将来加入員	8,200,000 千円
	現在加入員(将来分)	8,600,000 千円
	現在加入員(過去分)	10,000,000 千円
	年金受給者	4,000,000 千円
	受給待期脱退者	1,000,000 千円
	その他の受給者	0 千円
政府負担金現価	将来加入員	0 千円
	現在加入員(将来分)	180,000 千円
	現在加入員(過去分)	300,000 千円
	年金受給者	200,000 千円
	受給待期脱退者	100,000 千円
標準給与現価	現在加入員	240,000,000 千円
	将来加入員	260,000,000 千円
代行部分過去給付現価		12,000,000 千円
代行保険料率（現行および財政再計算後）		39.50 ‰
規約上標準掛金率（現行）		50 ‰
免除保険料率（現行）		40 ‰
財政方式		開放基金方式

- (1) 平成 22 年 1 月 15 日通知による厚生年金基金財政運営基準（以下、「財政運営基準」という。）変更前の基準に基づく数理上標準掛金率、原始数理債務を求める標準掛金率および数理債務を算定せよ。なお、財政再計算後の規約上標準掛金率はいわゆる「据置き」により現行の規約上標準掛金率と同じく 50‰とするものとし、原始数理債務を求める標準掛金率は財政運営基準に定める算定方法の範囲で最大のものとする。
- (2) 平成 22 年 1 月 15 日通知による財政運営基準変更後の基準に基づく基本プラスアルファ部分の数理上標準掛金率、規約上標準掛金率、数理債務の算定に用いる標準掛金率および数理債務を算定せよ。なお、将来加入員・現在加入員(将来分)・現在加入員(過去分)・年金受給者・受給待期脱退者・その他の受給者それぞれについて「基本プラスアルファ部分の給付現価 = 給付現価 × 20%」であるものとし、数理債務の算定に用いる標準掛金率および規約上標準掛金率は財政運営基準に定める方法のうち（ただし書きとしてではなく）原則的な取扱いとして記載されている方法により算定すること。
- (3) この厚生年金基金が財政再計算で(1)の方法を採用し平成 25 年 4 月 1 日を適用日として財政再計算に伴う規約変更を行う場合に留意すべき事項について簡記せよ。

問題 4 . 確定給付企業年金 A 企業年金基金の平成 28 年 3 月末日基準の財政決算に関する諸数値等は下記の通りであった。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も論述し、金額の端数処理は千円未満を四捨五入とすること。(10 点)

<財政決算等(平成 28 年 3 月末日基準)>

純資産額: 3,939,000 千円, 特別掛金収入現価: 842,000 千円,  
 数理債務: 4,860,000 千円, 最低積立基準額: 4,020,000 千円,  
 資産評価調整額: 340,000 千円, 許容繰越不足金: 213,000 千円

<過年度の非継続基準関連(平成 25 年 3 月末日~平成 27 年 3 月末日)>

平成 25 年 3 月末日: 最低積立基準額 3,900,000 千円, 純資産額 3,550,000 千円  
 平成 26 年 3 月末日: 最低積立基準額 3,950,000 千円, 純資産額 3,674,000 千円  
 平成 27 年 3 月末日: 最低積立基準額 4,000,000 千円, 純資産額 3,805,000 千円

<その他の条件>

予定利率 = 2.5%

現行の特別掛金額は、年間一定額による元利均等償却方式を採用しており、予定償却完了日は平成 38 年 4 月 1 日である。

最低積立基準額の予定利率にかける掛目(率)は 1.0 である。

非継続基準の積立比率回復のための特例掛金は確定給付企業年金法施行規則第五十八条に定める方法で算定するものとする。

平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間の標準掛金額の見込み額は 90,000 千円である。

平成 29 年 3 月末日基準の最低積立基準額の見込み額は「確定給付企業年金実務基準」に記載する翌年度の最低積立基準額の見込みの算出方法を用いて算定すること。

その他特に記載のない項目(流動資産・流動負債・支払備金等)は 0 円とする。

- (1) 平成 28 年 3 月末日基準財政決算における基本金の額を求めよ。なお符号は別途積立金の場合にはプラス、繰越不足金の場合にはマイナス表示とすること。
- (2) 平成 28 年 3 月末日基準財政決算における継続基準の財政検証結果(繰越不足金を解消するための財政再計算の要否の判定結果、および財政再計算を留保することの可否の判定結果)について説明せよ。また、その結果繰越不足金を解消するための財政再計算が必要であり財政再計算を留保できない場合には、財政再計算により平成 29 年 4 月 1 日から適用する特別掛金額の年額を算定せよ。なお財政再計算は計算基準日を平成 28 年 3 月末日、予定償却完了日は変更しないものとし、死亡率やその他の基礎率は洗い替えないものとする。
- (3) 平成 28 年 3 月末日基準財政決算における非継続基準の財政検証結果(積立比率回復のための特例掛金の計算要否の判定結果)について説明せよ。また、その結果特例掛金の計算が必要である場合には、翌々年度の期初から適用しなければならない最低限の特例掛金額の年額を算定せよ。なお、平成 26 年 3 月末日から平成 29 年 3 月末日基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率は平成 25 年 3 月末日の値から変更がないものとする。

<必要ならば下記数値を用いよ>

$1.0244^{20} = 1.620$ ,  $1.0238^{20} = 1.601$ ,  $1.0232^{20} = 1.582$ ,  $1.0224^{20} = 1.557$ ,  $1.0223^{20} = 1.554$

20 年確定年金現価率(2.5%) = 15.783    19 年確定年金現価率(2.5%) = 15.165

10 年確定年金現価率(2.5%) = 8.861    9 年確定年金現価率(2.5%) = 8.070

$1.025^{1/2} = 1.01242$

問題 5 . 企業会計基準委員会が平成 24 年 5 月 17 日に公表した「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、本会計基準という。)で規定される「退職給付債務及び勤務費用の計算」について、各設問に答えよ。(12 点)

- (1) 退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算すると規定されているが、退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額の計算方法(退職給付見込額の期間帰属方法)について簡記せよ。
- (2) 退職給付債務の計算における割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないと規定されているが、適用可能な割引率に関する取扱いの例として示されている方法について簡記せよ。
- (3) 退職給付債務及び勤務費用の計算に係る適用時期等に関する次の記述について、 ~ の空欄に入る語句又は数値を記載せよ。

退職給付債務及び勤務費用の定め並びに特別損益における表示の定めについては、本会計基準の適用時期にかかわらず、平成( )年 4 月 1 日以後開始する事業年度の( )から適用する。

ただし、平成( )年 4 月 1 日以後開始する事業年度の( )からこれらの定めを適用することが実務上困難な場合には、次の注記を行うことを条件に平成( )年 4 月 1 日以後開始する事業年度の( )から適用することができる。

(1) 四半期財務諸表においては、当該定めを適用していない旨及びその理由

(2) 事業年度末に係る財務諸表においては、当該定めを適用していない旨、その理由並びに退職給付債務及び勤務費用の定めに基づき算定した当該事業年度末の退職給付債務の概算額

なお、平成( )年 4 月 1 日以後開始する事業年度の( )から適用することができる。

- (4) 「退職給付債務及び勤務費用の計算方法に関する定め」の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額についての、財務諸表における取扱いについて簡記せよ。

問題 6【所見問題】. 厚生年金保険法に規定する厚生年金基金制度に関し、「存続すべきという観点」と「廃止すべきという観点」それぞれの観点から所見を述べよ。なお、「存続すべきという観点」については「厚生年金基金設立認可基準や厚生年金基金財政運営基準の厳格化又は緩和、厚生年金基金に対する財政支援、その他存続に向けた具体的な対応策」等、「廃止すべきという観点」については「厚生年金基金解散・移行認可基準の緩和、他制度への移行促進、その他廃止に向けた具体的な対応策」等についても所見を述べるものとし、また、それぞれの所見について必ずその考えに至った根拠にも言及せよ。  
(解答用紙 3 枚以内)(35 点)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題1

(1)	a	(ク)	b	(ケ)	c	(ソ)	d	(シ)
	e	(ク)	f	(ノ)	g	(ハ)	h	(ト)

(2)	a	(イ)	b	(カ)	c	(シ)	d	(タ)
	e	(チ)	f	(ナ)	g	(タ)		

(3)	a	(サ)	b	(テ)	c	(ス)	d	(ク)
	e	(ツ)	f	(ナ)				

(4)	a	(ウ)	b	(ス)	c	(ク)	d	(ス)
	e	(ウ)	f	(ナ)	g	(テ)		

(5)	a	(サ)	b	(ア)	c	(タ)	d	(カ)
	e	(ツ)						

(6)	a	(ケ)	b	(ウ)	c	(ソ)	d	(ヌ)
	e	(ヒ)	f	(ム)	g	(ヨ)	h	(カ)

(7)	a	(ス)	b	(キ)	c	(ツ)	d	(イ)
	e	(オ)	f	(ク)	g	(コ)		

(8)	a	(ウ)	b	(ク)
-----	---	-----	---	-----

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題2

a	直近三年間に終了した各事業年度の末日
b	最低責任準備金の八割を下回っている基金
c	代議員会の議決を経た上で記載すること
d	具体的措置を実施するために必要な期間
e	基金の財政の健全化を図ることを目的としたもの
f	指定年度の翌年度の九月末日
g	指定年度の実績に基づき当該計画を作成している
h	最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇する

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題3

(1)	数理上標準掛金率	33.24‰
	原始数理債務を求める標準掛金率	43.24‰
	数理債務	2,600,000千円

(2)	数理上標準掛金率	6.72‰
	規約上標準掛金率	7‰
	数理債務の算定に用いる標準掛金率	6.72‰
	数理債務	3,000,000千円

(3) 平成22年1月15日通知による財政運営基準変更前の基準の適用は平成24年3月31日までの経過措置である。財政再計算で(1)の方法を採用し、平成25年4月1日を適用日として財政再計算に伴う規約変更を行う場合、(2)の方法を採用した場合よりも数理債務及び未償却過去勤務債務が少なく算定され、次回の財政再計算までの間各月の特別掛金や事業所減少時の特別掛金（継続基準による方法）が小さく算定される要因となる。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題4			
(1)	基本金 = $3,939,000 + 842,000 - 4,860,000 = 79,000$ 千円		
(2)	継続基準は、時価資産 ÷ 責任準備金 $= 3,939,000 \div (4,860,000 - 842,000) = 0.98$ (抵触) 一方、不足金解消計算を留保できる条件については (数理上資産 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金 $= (3,939,000 + 340,000 + 213,000) \div (4,860,000 - 842,000) = 1.11$ のため留保できる		
(3)	非継続基準 = $3,939,000 \div 4,020,000 = 0.97$ で当年度の基準値0.98を下回り、また、0.88は 超えるものの過去3年の非継続基準の比率は0.91, 0.93, 0.95でいずれもその年度の 基準値(0.92, 0.94, 0.96)を超えていないため非継続基準に抵触する 非継続基準の特例掛金の要否の判定 最低積立基準額の増分 $= 4,020,000 \times 1.557 / 1.557 - 4,000,000 \times 1.557 / 1.557 = 20,000$ 千円 15年償却部分 = $(0.98 \times 4,020,000 - 3,939,000) \div 15 = 40$ 千円 その合計は20,040千円であり、平成28年度の標準掛金の見込み額90,000千円を下回る ため追加拠出は不要 したがって、特例掛金の追加拠出は不要		

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	----------------------

問題5			
-----	--	--	--

(1)	次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は原則として、継続して適用しなければならない。
	・ 期間定額基準（退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法）
	・ 給付算定式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付額を各期の発生額とする方法）
	なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときは、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

(2)	退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法

(3)	2 6	期首	2 7	2 5
-----	-----	----	-----	-----

(4)	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。退職給付債務の計算の適用に伴って生じる会計方針の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<p>解答にあたっては、厚生年金基金制度を存続すべき理由および存続に向けた具体的な対応策と、厚生年金基金制度を廃止すべき理由および廃止に向けた具体的な対応策のそれぞれについて、自分なりの所見を述べていけばよい。なお、単なる知識の羅列ではなく、自分の考え方を理路整然かつ具体的に述べること。</p>			
<p>論点としては以下のような例が挙げられるが、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>			
<p>&lt; 「存続すべきという観点」での論点の一例 &gt;</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金存続のためにあるべき財政運営基準</li> <li>・ 基金存続のためにあるべき設立要件、制度変更の要件緩和と受給権保護</li> <li>・ 最低責任準備金の算定方法の見直し</li> <li>・ 掛金負担が困難な事業主に対する公的支援の有無</li> <li>・ 基金運営に対する国の関与、第三者によるチェック機能の強化</li> </ul>			
<p>&lt; 「廃止すべきという観点」での論点の一例 &gt;</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止に伴う諸措置実施に十分な経過期間の確保</li> <li>・ 解散要件の緩和、解散に伴う積立不足の取扱い</li> <li>・ 他制度へ移行する際の規制緩和、経過措置</li> <li>・ プラスアルファ部分が小さい場合の、移行後制度での実施の意義や現実性</li> <li>・ 加入員や受給権者の老後保証</li> </ul>			

(注) 裏面には記述しないこと